

## 牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続

21 独家セ第1635号  
平成22年3月1日

### (目的)

第1条 この手続は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「法」という。）第3条に規定された牛個体識別台帳及びその他関連する記録事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）の記録の漏れ、修正及び変更に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの適切な管理を行うことを目的とする。

### (記録の漏れ)

第2条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録の漏れ（届出は行ったが、届出内容の誤り等により記録されていない場合を含む。）があることを知ったときは、法第8条、第11条及び第13条に基づき届出を行うものとする。

### (記録の修正)

第3条 牛の管理者は、自らが届け出た事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがあることを知ったときは、独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）あてに別紙1又は電子的な方法により、誤りのあった記録の取消を申し出るとともに、法第8条、第11条及び第13条に基づき届出を再度行うものとする。

2 前項の規定において電子的な方法による場合は、独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約（平成18年7月1日付け18独家セ第343号）により行うものとする。

3 牛の管理者は、他の管理者が届け出た事項について、牛個体識別台帳に記録の誤りがあることを知ったときは、誤りがあることを証する書面を添付し、理事長あてに別紙2により申し出るものとする。

4 理事長は、前項の規定により申出のあった記録の届出を行った管理者に対し、別紙3により記録の確認等を求めることができるものとする。

### (記録の変更)

第4条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、理事長あてに別紙4により、法第12条に基づき届出を行うものとする。

### (その他関連する記録事項)

第5条 その他関連する記録事項の取り扱いは、前3条に準じて行うことができるものとする。

### 附 則

1 この手続は、平成22年4月1日より施行する。

別紙1 (第3条第1項関係) (自らが届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者等の  
コード番号

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第3条第1項の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録を取り消すとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

記

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 修正の内容(該当する項目に○を付ける。)

- 1 生年月日      2 雌雄の別      3 母牛個体識別番号      4 種別  
5 転入日      6 転出日      7 死亡日      8 その他 ( )

修正後の正しい記録 (取消の場合は「取消」と記入する。)	修正前の誤った記録 (現在の記録の内容を記入する。)

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 その他

別紙2 (第3条第3項関係) (他の管理者が届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続 (平成22年3月1日付け21 独家セ第1635号) 第3条第3項の規定により、他の管理者が届け出た事項について、記録の誤りがあるのでその誤りを証する書類を添付し申し出ます。

記

1 記録の誤りがある牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 記録の誤り内容 (該当する項目に○を付ける。)

- 1 生年月日      2 雌雄の別      3 母牛個体識別番号      4 種別
- 5 転入日      6 転出日      7 死亡日      8 その他 ( )

正しい記録	誤った記録

3 連絡先 (電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 正しい内容を証す書類 (必ず添付すること)

部

5 その他

(日本工業規格A4)

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地  
 独立行政法人家畜改良センター個体識別部  
 電 話 0248-48-0596  
 F A X 0248-48-0581

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、平成 年 月 日までに F A X（又は郵送）にて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依頼内容

牛個体識別番号 ○○○○○○○○○○○○	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生 年 月 日		
雌 雄 の 別		
母牛個体識別番号		
種 別		
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ の 他		

- 2 記録の確認および届出について（a、bまたはcのいずれかに○をつけてください。）
- a. 現在の記録が正しい内容です。
  - b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。
  - c. 確認できないが、申出内容について異議はありません。

※上記 b または c に同意された（○を付けた）場合、以下についても同意があったものいたします。

現在の記録を取り消すとともに、他の管理者から申出のあった記録について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

3 管理者の氏名又は名称及びコード番号

コード番号 \_\_\_\_\_  
 氏名又は名称 \_\_\_\_\_

問合せ番号 \_\_\_\_\_  
 証拠書類番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日  
 （日本工業規格A4）

別紙 4 (第 4 条関係)

牛個体識別台帳の記録の変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21 独家セ第1635号)第4条の規定により、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったので牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第12条に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後の記録	変更前の記録

2 変更年月日

平成 年 月 日

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

(日本工業規格 A 4)